

平成23年度 大学院特設講座 講義概要

【行政手続法】 講師：高橋 正徳（岡山大学大学院社会文化科学研究科 准教授）

本講義では、まず、（１）行政手続の意義・機能および行政手続適正化の憲法上の根拠ならびに日本における行政手続の整備（統一的行政手続法制定）の必要性について論じた上で、（２）現行「行政手続法」の概要（地方公共団体への同法の適用問題、瑕疵ある行政手続による行政処分の効力を含む）について説明し、最後に、（３）行政手続法制をめぐる近年の動向（行政手続のオンライン化、行政不服審査法改正問題に伴う行政手続法改正問題など）および今後の課題について言及する。

○参考書等

- ・宇賀克也『行政手続法の解説〔第5次改訂版〕』（学陽書房、2005年）【参考書】

【行政不服審査法】 講師：伊藤 治彦（岡山商科大学法学部教授）

行政不服申立てと行政訴訟との比較及び関係、不服申立ての対象、不服申立ての種類、不服申立ての要件、教示制度、審理手続の特色について考察していく。

テキストは特に指定しない。講義時にレジュメを配布する。単位の認定は、出席及びレポートの内容によって、判定する。

○参考書等

六法必携のこと

【行政事件訴訟法】 講師：小山正善（岡山大学法学部教授）

この講義では、行政事件訴訟法の下における行政（事件）訴訟の主要な問題を取りあげ、できるだけ平易に講義していくこととします。主な内容としては、①行政訴訟と行政訴訟の諸類型、②抗告訴訟と取消訴訟、③取消訴訟の訴訟要件、④取消訴訟の判決、⑤取消訴訟（抗告訴訟）における仮の権利保護、⑥その他の抗告訴訟、⑦当事者訴訟、などを予定しています。また、裁判例を講義の素材とすることにより、具体的に考えていくことができるようにします。

○参考書等

- ・教科書：見上崇洋ほか著「レクチャー行政法（第2版）」（2005年、法律文化社）
- ・参考書：紙野・市橋編「資料現代行政法（第3版）」（2008年、法律文化社）

【要件事実論】 講師：佐野 京子（弁護士）

要件事実とは、一定の法律効果が発生するために必要な具体的事実のことです。すなわち、民事紛争において、当事者が主張する権利や法律関係が認められるかどうかは、まさに要件事実の有無にかかっているとと言えます。

したがって、要件事実を正確に理解することによって、早期に紛争の全体像を把握することができるようになり、紛争を解決するために、必要最小限、何を主張し、何を立証しなければならないかが見えてくるようになります。

このように、実務家にとって必須である要件事実の基礎をマスターできるよう、本講義では、実務においてよく現れる典型的な紛争類型（貸金返還請求、売買代金請求、不動産明渡請求等）ごとに要件事実とは何かを考えていきます。

○参考書等

- ・紛争類型別の要件事実 民事訴訟における攻撃防御の構造 法曹会（司法研修所編）
- ・要件事実の考え方と実務（第2版）民事法研究会（加藤新太郎・細野敦著） など

【家事審判法】 講師：宮本 敦（岡山商科大学客員教授・弁護士）

家族法（主として民法）のもとで、具体的な問題が発生した場合には、それを解決しなければならないが、その手続きの多くは家事審判法に定められている。例えば夫婦が離婚する場合には、具体的にはどのような手続きによるのか。夫婦が離婚を合意して、未成年の子の親権、財産分与、慰謝料などが夫婦の話し合いで解決すればよいが、意見が対立した場合には、結構面倒な手続きが必要となる。

また遺産分割などの相続問題においても、相続人間で争いを生じた場合には、甚だ面倒な手続きを踏むことになる。

主としては調停、審判などの手続きを中心にした講義とはなるが、その解決内容は実体法である民法の規定に従うことになるので、実体法である民法と手続法である家事審判法を有機的に関連させながら、実務上問題とされている最先端の内容にも触れ、抽象的ではなく、具体的な事例を多く取り入れて、興味を持てる内容にしたいと考えている。